

休会制度に関する Q & A

Q 1 : 出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A : 休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、そのつど理事会が判断をします。

Q 2 : 休会と退会はどこが違うのでしょうか？

A : 休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります。
(ただし、休会期間は本協会の在籍年数には算入されません)
これに対して退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きが必要になります。

Q 3 : 1 年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A : いずれも、そのような区切りで休会することはできません。本協会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）が休会期間となります。

Q 4 : 休会期間中、生涯教育の有効期間はどのようになるのでしょうか？

A : 生涯教育制度は日本作業療法士協会が主体となり行なっている制度です。生涯教育制度の詳細については、日本作業療法士協会事務局にお尋ね下さい。

Q 5 : 休会期間中も会報が読みたいのですが？ A : 休会期間中も会報は自宅住所宛に送付します。

Q 6 : 休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？

A : 休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①本協会事務局に連絡して「復会届」の用紙を請求し、これに必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、休会制度に関する規程第 6 条（権利等の停止）に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。なお、会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることになります。職場は一時的に休職するとしても、次年度の途中で復職することがあらかじめ想定されており、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるような場合は、休会せずに会員資格を継続させた方が（会費の額が変わらない一方、会員の諸権利が継続され、手続きも少なくて済む分）いいかも しません（図参照）。

各自の事情を勘案し、よく検討した上で申請してください。

Q 7 : 休職した年度の途中で復会をするにあたり、年会費を払わないといけないのでしょうか？

A : はい、そうです。本協会の会費は、年会費であり会員資格も年度単位になっているため、1 年間分の会費を納めて頂くことになります。

Q 8 : 制度に対する手続きはいつから行えるのでしょうか？

A : 平成 27 年 4 月 1 日からできます。27 年度の 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までに手続きを行うことによって平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの休会になります。